

# 日米地位協定の要旨と日弁連の改正提言(2014年意見書及び新意見書)との対照表

本書面は2022年8月18日「日米地位協定の改定とこれを運用する制度の改善を求める意見書」の基になるもので、意見書のより深い理解をするのに参考となる資料である。

日米地位協定(要旨)	項目	2014年意見書	新意見書
<p><b>2条(施設・区域の提供と返還)</b> 1(a)合衆国は、安保条約6条に基づき、日本国内の施設・区域の使用を許与される。個々の施設・区域に関する協定は、合同委員会を通じて両国政府が締結する。 (b)行政協定終了時の施設・区域は地位協定による施設・区域とみなす。 2 両国政府は、一方の要請があるときは、上記協定を再検討しなければならない。 3 施設・区域は、必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設・区域の必要性を返還を目的としてたえず検討する。 4(a)米軍が施設・区域を一時的に使用していないときは、日本は、合同委員会合意により、臨時にこれを使用することができる。 (b)米軍が一定の期間を限って使用する施設・区域については、合同委員会は適用がある地位協定の規程の範囲を1項の協定に明記する。</p>	<p>1 施設・区域の提供と返還(2条関係) (1)施設・区域の提供について</p> <p>1 (2)施設・区域の返還について</p>	<p>地位協定2条の「個々の施設及び区域に関する協定」(以下「提供協定」という。)に基づく施設・区域の提供については、次のような手続・内容によるものとすべきである。この場合、地位協定2条4項(b)による提供も同様であり、また、使用期間の延長も含む。 ① 施設・区域の提供協定には、施設・区域の範囲、使用目的、使用期間、使用条件、使用方法、米軍の配置及び装備、公共の安全確保のための措置、隣接・近傍で執る措置、維持・管理の責任等の提供条件を明記すること。 ② 合衆国は、施設・区域の提供協定を締結する際、及びその後は定められた使用期間に対応する一定期間ごとに、提供条件を記載した使用計画書を日本に提出すること。 ③ 日本政府は、使用計画書の提出を受けた後、速やかに使用計画書につき、関係地方公共団体その他の関係者の意見を聴き、これを尊重して、提供の可否、提供の条件等を決定すること。 ④ ①の提供協定及び②の使用計画書は、公表すること。 ⑤ 施設・区域の提供を、地位協定2条1項(a)に定める政府間合意だけで行うことには、根本的な問題が存し、何らかの形で国会関与の仕組みが検討されるべきこと。</p> <p>施設・区域の返還について、次のような定めを設けるものとすべきである。 ① 提供協定及び使用計画書に定められた使用期間が満了したとき、使用目的が終了したとき、又はその他の提供条件を欠くに至った場合には、施設・区域は速やかに返還されるべきこと。 ② 日本、地方公共団体及び住民の利益や必要のため、又はその不利益や悪影響を除去するために、日本は施設・区域の全部若しくは一部の返還又は提供条件の変更を請求することができ、合衆国はこれを尊重しなければならないものとする。</p>	<p>2(1)日米地位協定2条1項(a)及び第25条第1項に基づき施設及び区域を新たに提供する場合には、常に国会の承認を必要とすること。</p> <p>2(2) (1)の場合には、関係地方公共団体その他の意見を聴き、これを尊重して、提供の可否、条件等を決定すること。</p>
<p><b>3条(施設・区域に関する合衆国の権利)</b> 1 合衆国は、施設・区域内において、設定・運営・警護・管理のために必要な全ての措置を執ることができる。日本政府は、米軍の要請により、施設・区域への出入の便を図るため、隣接・近傍において、関係法令の範囲内で必要な措置を執る。 2 前項の措置は、日本国の交通・通信等を不必要に妨げる方法を執らない。 3 米軍の施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない。</p> <p><b>16条(日本法令の尊重義務)</b> 日本国における米軍構成員・軍属・家族の日本国法令尊重、政治的活動等を慎む義務。</p>	<p>2 米軍等に対する日本法令の適用と基地管理権(3条・16条関係) (1)日本法令の適用</p> <p>2 (2)日本当局の立入り調査</p>	<p>米軍及びその構成員(軍人)・軍属・家族に対し、その組織・内部機能・管理等の内部事項であって他への影響を及ぼさないもの、並びに条約又は日本の法令に定めるものを除き、施設・区域の内外を問わず、日本の法令が適用されることを明確にすべきである。</p> <p>日本及び地方公共団体の当局は、日本の法令の適用の確保その他の行政目的の実現、国民・住民の被害の防止、環境の保全等、その公務の遂行に必要な場合、事前に通知して、緊急な場合は事後の通知により、施設・区域内に立入り、調査し、必要な措置を執ることができることとすべきである。</p>	<p>1 米軍等に対する日本法令の適用 米軍及びその構成員(軍人)・軍属・家族に対して、次の(1)及び(2)に掲げる事項を除き、施設及び区域の内外を問わず、日本の法令が適用され、その遵守が義務付けられることを明記すること。 (1)米軍の組織・内部機能・管理等の内部事項であって他への影響を及ぼさないもの。 (2)条約又は日本の法令に適用除外が明記されている事項。</p> <p>3 環境問題 規定の新設(3)で言及する</p>

日米地位協定(要旨)	項目	2014年意見書	新意見書
<p><b>※規定の新設(環境保全・回復等の問題)</b></p> <p>1 合衆国は、地位協定の終了又は施設・区域の返還に当たり、施設・区域の提供時の状態に回復し、又は回復に代わる補償の義務を負わない。</p> <p>2 日本国は、上記の終了・返還の際、施設・区域の改良又は残される建物・工作物について、補償の義務を負わない。</p> <p>3 特別の取極による建設には、前記は適用しない。</p>	<p><b>3 環境問題(規定の新設)</b></p> <p>(1)</p>	<p>地位協定に、環境保護法理の発展を反映した環境条項が定められるべきであり、環境保全・回復に関する日本国内法規か米国内の法規のいずれか厳しい基準に従う環境条項が定められるべきである。</p>	<p>3(3)日本政府は、米軍から環境補足協定に基づいて米軍施設等に適用される日本環境管理基準(JEGS)の運用状況の報告を定期的に受け、その結果を公表するとともに、日本政府及び関係地方公共団体が米軍における同協定の遵守状況その他環境保全への取組を定期的に検証できる仕組みをつくること。</p>
	<p>3</p> <p>(2)</p>	<p>施設・区域の使用に伴う汚染が発生した場合、汚染者負担の原則の下、米軍が原状回復義務を負うことが定められるべきである。</p>	<p>3(4)施設及び区域の返還に際して、跡地の土壌汚染が判明した場合は、汚染者負担原則にのっとり、米軍が浄化義務を負うことを明記すること。</p>
	<p>3</p> <p>(3)</p>	<p>施設・区域内で環境に対し悪影響を与える事件・事故等の事態が発生し、あるいはそのおそれがある場合、米軍による日本及び関係地方公共団体への通報義務を定め、かつ、日本側当局の施設・区域内への立入調査を認めるべきである。</p>	<p>3(2)米軍の施設、装備又は運用等によって環境汚染事故や住民の安全上の危険又はその疑いが生じたときは、日本政府及び関係地方公共団体が事前の通告なしに立入調査する権限と、これに米軍が応じる義務があることを明記すること。また、日本政府及び関係地方公共団体は、米軍に、当該事態の発生状況及びその調査結果の開示を請求することができ、米軍はこれに応じる義務があることを明記すること。</p> <p>特に、2015年9月の環境補足協定及びそれに基づく日米合同委員会合意「環境に関する協力について」における日本側の立入調査の対象が「現に生じた事故」に限られるかのような解釈・運用を改め、そのような解釈・運用が許されないことを明記すること。</p>
	<p>3</p> <p>(4)</p>	<p>施設・区域内に米軍が新たな施設を建設する場合には、事前に環境影響調査を行い、これを公表するべきである。</p>	
	<p>3</p> <p>(5)</p>	<p>施設・区域内の環境調査のため、個別基地ごとに、地方公共団体、専門家等を含めた「環境委員会」を設置し、基地への立入調査の上で、定期的に環境影響調査を行うべきである。</p>	<p>3(5)施設及び区域の返還前の現地調査につき、立入時期の制限を設けた(2)記載の日米合同委員会合意を見直し、環境補足協定において、返還合意後日本政府及び関係地方公共団体が速やかに現地調査をする権限があることを明示すること。</p> <p>3(6)施設及び区域ごとに、関係地方公共団体、住民代表を含む地域協議委員会を設置し、当該施設及び区域に関わる騒音、環境汚染その他について定期的に協議し、米軍はその協議結果を尊重することを明示すること。</p>
<p><b>5条(公の船舶・航空機の出入国、施設区域への立入権)</b></p> <p>1 合衆国によって合衆国のため等の公の目的で運航される船舶・航空機は、入港料・着陸料を課されず、日本の港・飛行場に入出することができる。</p> <p>2 前項の船舶・航空機、合衆国政府所有車両及び米軍構成員・軍属・家族は、米軍が使用する施設・区域に入出し、施設・区域の間を移動し、及びこれらと日本の港・飛行場との間を移動することができる。米軍用車両の出入・移動には道路使用料等の課徴金を課さない。</p> <p>3 1項の船舶が日本の港に入港する場合、適当な通告をする。強制水先免除等。</p> <p><b>9条(軍隊構成員等の出入国)</b></p>	<p><b>検疫(明記されていない)(5条・9条関係)</b></p>	<p>検疫に関して、2014年意見書では触れなかったが、2022年(令和4年)3月18日、「米軍基地における新型コロナウイルスの感染拡大状況に照らし、検疫に関して日米地位協定の改定とこれを運用する制度の改善を求める意見書」を公表した。意見書では下記のとおり意見を述べている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>日米両政府は、特に感染症への対応について、日米地位協定及び関連法令を以下のとおり改廃するとともに、これを運用する制度の改善その他の必要な措置を採るべきである。</p> <p>1 検疫について、米軍人、軍属及びこれらの家族らについても、日本の法令が適用される旨の規定を日米地位協定の中に設けること。</p> <p>また、米軍航空機・米軍艦船について検疫法の適用を除外する外国軍用艦船等に関する検疫法特例は、廃止すること。</p> <p>2 米軍は、基地内で指定感染症が発生したときは、軍人、軍属及びこれらの家族ら、請負業者の全てについて、所属部隊、属性、感染経路、隔離場所等の情報を、基地ごとに迅速に日本政府及び関係地方公共団体に通報すべき義務を負うこと、並びにこれに対応する日本政府及び関係地方公共団体が情報開示請求権・立入調査権を有することを日米地位協定に明記すること。</p>	

日米地位協定(要旨)	項目	2014年意見書	新意見書
<p><b>5条(公の船舶・航空機の出入国、施設区域への立入権)</b>  1 合衆国によって合衆国のため等の公の目的で運航される船舶・航空機は、入港料・着陸料を課されず、日本の港・飛行場に入出することができる。  2 前項の船舶・航空機、合衆国政府所有車両及び米軍構成員・軍属・家族は、米軍が使用する施設・区域に入出し、施設・区域の間を移動し、及びこれらと日本の港・飛行場との間を移動することができる。米軍車両の出入・移動には道路使用料等の課徴金を課さない。  3 1項の船舶が日本の港に入港する場合、適当な通告をする。強制水先免除等。</p>			<p>4(1)日米地位協定2条が規定する「施設及び区域」の対象は、「建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面」のみであって、「空域」はその対象に含まれないことを明記すること。</p> <p>4(2)日本政府は、「1972年5月15日の沖縄の施設・区域に関する合同委員会覚書」などに基づいて合意し、使用を許すものとして告示した米軍訓練空域のうち施設及び区域の上空部分以外の部分は、日米地位協定2条に基づいて米国に使用を許すことができないものであることを明確にし、上記合意などの合意を見直し、告示を撤回すること。</p>
	<p><b>4 船舶・航空機等の出入・移動(5条関係)</b>  (1)民間港湾・空港の使用目的の制限</p>	<p>地位協定5条に基づく、米軍等による民間の港湾・空港の使用が一時的・例外的なものであることを明示するために、同条に「現在の危険を避ける緊急の必要がある場合に限られるものとする」との規定を挿入すべきである。</p>	
	<p><b>4 (2)日本法令の適用</b></p>	<p>提供施設以外の港湾、空港、道路等の米軍等の使用に当たっては、原則として日本の法令が適用されることを明示すべきである。</p>	
	<p><b>4 (3)施設・区域外での演習・訓練の原則禁止</b></p>	<p>地位協定5条の出入及び移動には、演習及び訓練の実態を伴うものを含まないことを明記すべきである。また、米軍による演習、訓練は、原則として提供された施設・区域外では禁じられる旨を明記し、さらに施設・区域外での飛行訓練については、その場所的範囲や飛行条件等について日米合同委員会(以下「合同委員会」ともいう)の合意によって明確な使用条件を設定すべきである。</p>	<p>4(3)米軍が訓練のために米軍訓練空域以外の空域を使用しようとするときは、使用する範囲及び使用する時間帯を明確にした上で、日本政府の事前の許可を受けなければならない旨を規定すること。</p> <p>また、日本政府は、米軍に対し、空域の使用を許可したときは、米軍が訓練を実施する日時、使用の範囲を公表しなければならないこととする。</p>
			<p>4(5)①日本政府は、米軍航空機の運航に関し、現行の騒音規制措置の実施状況を検証し、原則禁止とされている深夜早期飛行等の例外的運用状況とその理由を米軍に照会し、これらの結果を定期的に公表すること。</p>
			<p>4(5)②日本政府は、米軍との間で、米軍航空機の運航に関し、深夜早期の例外的飛行がなされる場合には事前に米軍から個別の運航情報の提供を受ける仕組みを設け、当該情報を直ちに関係地方公共団体に知らせること。</p>
<p><b>6条(航空・通信体系の協調)</b>  1 非軍用・軍用すべての航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図り、集団安全保障の利益と整合すること。  2 米軍が使用する施設・区域及びその隣接・近傍の航空補助施設・航空保安施設の日本国様式への適合。</p>	<p><b>5 航空交通(6条関係)</b>  (1)航空管制権の帰属</p>	<p>航空管制業務に関して、米軍は、提供された施設内飛行場の飛行場管制のみを行うものと明記し、進入管制も含めたそれ以外の航空交通管制業務は日本が行うこととすべきである。</p>	<p>4(4)日米地位協定6条に、米軍は提供された施設及び区域である飛行場の飛行場管制のみを行い、進入管制も含めたそれ以外の航空交通管制業務は日本政府が行うことを明記し、速やかに、横田進入管制区及び岩国進入管制区の進入管制の権限の返還を受けること。</p>
	<p><b>5 (2)航空法特例法の改定</b></p>	<p>航空法特例法を改正し、少なくとも最低安全高度の遵守、曲技飛行の禁止等安全性確保のための最低限の規制は米軍に対しても及ぼすべきである。</p>	

日米地位協定(要旨)	項目	2014年意見書	新意見書
<p><b>17条(刑事裁判権)</b>  1 この条の規定に従い、  (a)米軍当局は、軍法に服する者に対する刑事・懲戒の裁判権を有する。  (b)日本国当局は、米軍構成員・軍属(以下「米兵等」という。)・その家族に対する刑事裁判権を有する。  2 米軍又は日本が処罰できないものについての他方の専属的裁判権。  3 裁判権が競合する場合、  (a)米軍は、次の罪につき第一次裁判権  (i)専ら合衆国の財産・安全、米兵等・その家族の身体・財産のみに対する罪  (ii)公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪  (b)日本は、その他の罪につき第一次裁判権  (c)第1次裁判権を行使しないときの他方への通告。他方の当局からの第一次裁判権放棄の要請に対する好意的考慮。  4 前諸項は、米軍の日本国民等に対する裁判権の保有を意味しない。  5(a)日米当局は、米兵等・その家族の逮捕・引渡しについて、相互に援助。  (b)日本は、米兵等・その家族の逮捕を米軍に速やかに通告。  (c)「日本国が裁判権を行使すべき米兵等の被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。」  6(a)日米当局は、犯罪についての必要な検査の実施、証拠の収集・提出(犯罪に関連する物件の押収・引渡しを含む。)について、相互に援助。  (b)日米当局は、裁判権が競合するすべての事件の処理を、相互に通告。  7(a)日本が死刑を規定していない場合の、米軍の日本国内での死刑執行禁止。  (b)米軍の自由刑の執行について、援助の要請に対する好意的考慮。  8 同一の犯罪についての日米による二重処罰の禁止。ただし、米軍の軍紀違反の裁判を妨げない。  9 米兵等・その家族についての、日本による公訴提起の場合の権利。  (a)迅速な裁判、(b)公判前の訴因の通知、(c)不利な証人との対決、(d)強制的な手続での証人の要求、(e)弁護人選任権、(f)有能な通訳、(g)合衆国代表者との連絡・立会い。  10(a)米軍の施設・区域内での軍事警察権。秩序・安全維持のためすべての適当な措置を執れる。  (b)施設・区域の外部での軍事警察行使の日本との連絡、その限度。  11 安保条約5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合の、60日前の予告による本条各項の適用停止。代替規定の協議。  12 本条の規定の効力の不遡及と行政協定の適用。</p>	<p><b>6 刑事責任(17条関係)</b>  <b>(1)軍人・軍属被疑者の身体拘束について</b></p>	<p>日本が第一次裁判権を有する事件については、全ての事件において、軍人・軍属(以下「軍人等」という。)被疑者の身柄が米軍の手中にある場合であっても、米軍の同意なくして、日本が起訴前の軍人等被疑者の身体を拘束できるようにすべきである。</p>	
	<p><b>6 (2)「公務執行中」の認定について</b></p>	<p>軍人等が公務執行中であるか否かについて、米軍側に立証責任があることを明確にし、公務執行中であるとの証拠が充分でないときは、公務外として取り扱うことができるようにすべきである。また、公務証明書が「反証のない限り、公務中に属するものである」という事実の十分な証拠資料となる」とする合意議事録の当該部分を破棄して「公務証明書」をもって十分な証拠資料とすることなく、日本の捜査機関及び裁判所があらゆる証拠に基づき総合的に判断できることを明確にすべきである。</p>	
	<p><b>6 (3)「公務」の範囲について</b></p>	<p>出勤・帰宅中の軍人等の行為を公務執行中とする1956年(昭和31年)3月28日付け合同委員会合意及び同年4月11日付け法務省刑事局長事務代理通達を破棄し、公務外と取り扱うべきである。</p>	
	<p><b>6 (4)公務執行中の米軍属に対する刑事裁判権について</b></p>	<p>米軍属が犯した犯罪については、公務執行中であるか否かにかかわらず、日本が第一次裁判権を有するとすべきである。</p>	
	<p><b>6 (5)刑事裁判権不行使の合同委員会合意と法務省通達について</b></p>	<p>日本にとって著しく重要と考えられる事件についてのみ裁判権を行使すると1953年(昭和28年)10月28日の日米合意及び同年10月7日付け法務省刑事局長通達を破棄すべきである。</p>	
	<p><b>6 (6)米軍基地外で起きた米軍用機墜落事故等について(23条も関連)</b></p>	<p>米軍用機事故が施設・区域外で起きた場合、軍人等の人命救助に関わる緊急避難行為を除き、日本の当局が事故現場の統制を行い、当該航空機、残骸、部分品、部品及び残渣物に対する捜索、差押え又は検証を行う権限を有するとすべきである。</p>	<p>5(1)施設及び区域の外部における米軍航空機、艦船、車両等による事故については、事故現場の統制権が日本側にあることを確認し、以下のとおり日米合意を改めること。  ①日米地位協定17条10項(a)(b)に関する合意議事録2項が施設及び区域外について捜索、差押え又は検証を行う権利を行使しないとしている条項を廃止すること。  ②柱書の趣旨に従って「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設及び区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」(2005年4月1日制定、2019年7月25日改定)を改定すること。  5(2)施設及び区域の外部における米軍航空機による事故については、事故原因につき、日本政府のしかるべき所管機関と米軍が共同で調査を行い、その調査結果を公開すること。また、米軍は、日本側からの当該事故原因調査に関する情報の開示請求に応じる義務を負うこと。</p>

日米地位協定(要旨)	項目	2014年意見書	新意見書	
<p><b>18条関係(民事責任)</b>  1 自国の防衛隊の財産に対する損害について、他方当事国の公務執行中等に生じた場合等の請求権の放棄。  2 その他の財産に対し、1のような場合に生じた損害についての仲裁手続。  3 1及び2の対象に当事国の裸用船等を含むこと。  4 各当事国は、自国防衛隊構成員が公務執行中に被った死傷について、他方当事国に対する請求権を放棄する。  5 公務執行中の軍人等の作為・不作為、又は米軍が法律上責任を有するその他の作為・不作為・事故の、第三者に対する請求権の日本による処理。  6 公務執行中でない不法の作為・不作為による軍人等に対する請求権の処理。  7 米軍車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、米軍が法律上責任を有する場合を除き、6の規定で処理。  8 軍人等の行為が公務執行中のものかどうか、米軍車両の使用が許容されたものかどうかについての紛争は、2の規定により選任された仲裁人の裁定による。  9(a) 合衆国は、5(f)を除き、米兵等に対する日本の民事裁判権の免除を請求してはならない。  (b) 米軍が使用している施設・区域内に、日本法に基づき強制執行を行うべき私有の動産があるときは、合衆国当局は、日本の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本当局に引き渡さなければならない。  (c) 日米当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理・処理のための証拠の入手について協力するものとする。  10 米軍の資材・労務等の調達に関する契約から生ずる紛争の、合同委員会の調停。ただし民事裁判権の行使を妨げない。  11 本条の「防衛隊」とは、自衛隊及び米軍をいう。  12 2及び5は、非戦闘行為に伴って生じた請求権にのみ適用。  13 本条の規定の効力の不遡及と行政協定の適用。</p>	<p><b>7 民事責任(18条関係)</b>  <b>(1)軍人等による公務外不法行為及びそれらの家族による不法行為についての補償責任</b></p>	<p>軍人等による公務外不法行為及びそれらの家族による不法行為について、日本政府が被害者に対して補償することを明記し、日本政府が被害者に対して損害額全額を支払うものとするべきである。</p>		
	<p><b>7 (2)公務執行中の不法行為についての損害負担割合</b></p>	<p>① 合衆国のみ責任がある公務執行中の不法行為について  軍人等による公務執行中の不法行為について、合衆国のみが責任を有するときは、日米間の損害賠償金の分担については、合衆国が全額を負担するものとするべきである。</p>		
	<p><b>7 (3)日本の裁判所における民事訴訟手続への米軍の協力義務</b></p>	<p>② 日本と合衆国に責任がある公務執行中の不法行為について  軍人等による公務執行中の不法行為について、日本と合衆国に責任があるときは、日米間の損害賠償金の分担について、それぞれの責任割合に応じて負担するものとするべきである。</p>	<p>① 訴訟提起  被害者による民事訴訟提起に資するため、加害者である軍人等、それらの家族の氏名、所属部隊、地位、住所の特定について、米軍の協力義務を明記すべきである。</p>	
	<p><b>7 (4)合衆国政府に対する民事裁判権</b></p>	<p>② 立証  被害者が提訴した民事訴訟において、立証のため、裁判所による証拠保全、訴え提起前における証拠収集の処分、当事者照会、軍人等及びそれらの家族に対する当事者尋問・証人尋問、文書送付嘱託、調査嘱託、文書提出命令に対する米軍の協力義務を明記し、協力を行えない場合にはその正当な理由を裁判所に説明し、裁判所が協力拒否の正当性を判断し得ることを明記すべきである。</p> <p>③ 執行  被害者が加害者である軍人等に対する裁判所の債務名義を取得した場合、合衆国政府を第三債務者とする執行手続に米軍が応諾する旨を義務付け、裁判所が民事執行法に基づき軍人等に支払われる給与を差し押さえることができ、合衆国政府が被害者に対してこれを支払う旨を明記すべきである。</p>	<p>③ 執行  被害者が加害者である軍人等に対する裁判所の債務名義を取得した場合、合衆国政府を第三債務者とする執行手続に米軍が応諾する旨を義務付け、裁判所が民事執行法に基づき軍人等に支払われる給与を差し押さえることができ、合衆国政府が被害者に対してこれを支払う旨を明記すべきである。</p>	
<p><b>7 (4)合衆国政府に対する民事裁判権</b></p>	<p>米軍による不法行為について、日本の民事裁判権が合衆国政府に対して及ぶものとするべきである。</p>			

日米地位協定(要旨)	項目	2014年意見書	新意見書
<b>合同委員会</b> 1 日米地位協定の実施に関し、日本政府と合衆国政府間の協議機関として、合同委員会を設置する。 合同委員会は、特に合衆国が必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として任務を行う。 2 合同委員会は、問題を解決することができないときは、その問題をそれぞれの政府にさらに配慮されるように移すものとする。	<b>8 合同委員会(25条関係)</b> <b>(1)合同委員会の権限</b>		6(1)日米合同委員会の権限は、日米地位協定及び日本の国内法の範囲内において日米間で実務的な協議をし、実施細則を決定することに限られる旨を日米地位協定に明記すること。
	<b>8</b> <b>(2)合同委員会で解決できない場合の措置</b>		6(2)日米合同委員会における合意を原則公開とし、国民の権利に影響を及ぼし得る事項について公開原則を徹底すること。例外的に非公開とする場合でも、合意後一定期間経過後は必ず公開すること。合同委員会における過去の合意内容についても上記同様に公開すること。